

# 募集型企画旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ガルダ・オリエントホリデー・ジャパン株式会社〔観光庁長官登録旅行業第1908号・一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員〕(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)、パンフレット、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」といいます。))及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。)によります。

## 2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社及び旅行業法で規定された受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて、所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みください。申込金の額は原則として旅行代金の20%相当額となり、旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。  
また、旅行契約は当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途ホームページ・パンフレット等に定めるところによります。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点で成立してならず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約をさせるときは、第22項(通信契約による旅行条件)の(3)の定めにより契約が成立いたします。

## 3. 申込条件と参加条件

- (1) 20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件といたします。
- (2) 特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物または動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨を予約お申し込み時にお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者または同伴者の同行、コースの一部内容変更などを条件とすることがあります。お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とします。なお、お客様からお申し出いただいた措置を手配できない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。
- (4) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨及び復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

## 4. 旅行契約書面と最終日程表の交付

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

- (2) 前号のホームページ、パンフレット等を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関及び宿泊機関等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(当社は旅行開始日の2週間前～5日前にはお渡しできるよう努力いたします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金とお支払い方法

- (1) 旅行代金とは募集広告又はホームページ、パンフレット等に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、ホームページ・パンフレット等に記載(または別途、当社が案内)した、お1人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、3人割引等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2) 前号の代金の額は申込金、取消料、違約料及び変更補償金を算出する際の基準となります。
- (3) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日以降21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (4) こども代金は旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行帰国日当日を基準に、満2歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを使用しない方に適用します。

## 6. 旅行代金に含まれるもの

- ホームページ・パンフレット等に旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
  - (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金[原価の水準の異常な変動に対応するため、一定期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限りません。]を含みません。但し、パンフレット等に当該付加運賃・料金を含む旨を標記してある場合を除きます。)
  - (2) 送迎・移動のバス等の料金
  - (3) 観光の料金(バス等の料金、ガイド料金、入場料等)
  - (4) ホテル宿泊の料金及び税・サービス料金
  - (5) 受託手荷物運搬料金  
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及びご利用等級や方面により異なりますので詳しくはお問い合わせください。)
  - (6) その他、ホームページ・パンフレット等の中で含まれる旨表示したもの
- 上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 7. 旅行代金に含まれないもの

- 前第6項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
  - (2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量、個数を越える分について)
  - (3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド及び一部の空港・駅・港でのポーター等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに対する税・サービス料
  - (4) 1人部屋を使用される場合の追加代金、その他募集広告内で「○○追加代金」と称したものの
  - (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
  - (6) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
  - (7) 日本国内における空港施設使用料・保安サービス料等及び国外の空港税・出国税等
  - (8) 運送機関の課す付加運賃・料金

## 8. お客様がご出発までに実施する事項/渡航準備

- (1) 旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可及び各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。旅券の有効期限等は渡航先国により条件が異なりますのでご注意ください。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部を代行します。この場合、当社らはお客様ご自身の事由により旅券、査証の取得ができなくてもその責任は負いません。
- (2) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」でご確認ください。  
■ 厚生労働省海外感染症情報【URL】<http://www.forth.go.jp/>
- (3) 渡航先(国または地域)によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社らにご確認ください。また、海外渡航関連情報は下記のホームページ等でもご確認ください。  
■ 外務省海外安全ホームページ  
【URL】<http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
■ 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)  
【TEL】(代)03-3580-3311 内線2902  
(直通)03-5501-8162

## 9.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

## 10.旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加した時は、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 11.お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提供していただきます。この際、手数料(1万円)及び交替に要する実費をお支払いいただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。
- (3) 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

## 12.旅行契約の解除・払い戻し

### (1)旅行開始前の解除・払い戻し

#### ①お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

#### ■日本を出国時又は入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料

ピーク時(※注)の旅行であって、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日前～31日前	旅行代金の10%
30日前～3日前	旅行代金の20%
2日前～旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

■日本を出国時又は入国時に航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する旅行契約であり、ホームページ、パンフレット等に当該航空券が利用されること、航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示した場合の取消料

旅行契約締結後に解除する場合	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
ピーク時(※注)の旅行であって、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日前～31日前	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
30日前～3日前	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
2日前～旅行開始当日	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

#### ■貸切航空機を利用する旅行契約の取消料

旅行開始日の前日より起算してさかのぼって90日前～31日前	旅行代金の20%
30日前～21日前	旅行代金の50%
20日前～4日前	旅行代金の80%
3日前以降及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(※注)ピーク時とは、12月20日～1月7日発、4月27日～5月6日発、7月20日～8月31日発

イ. お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申し込みいただくこととなります。この場合当社は、本号①の旅行契約の解除期日に基づく取消料を申し受けます。

ウ. お客様は、次の各一項に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除す

ることができます。

- a) 第9項に基づき、契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第21項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
- b) 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d) 当社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までお渡ししなかったとき。
- e) 当社の責に帰すべき事由によりホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

エ. 当社が本号①のウにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本号①のウにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

オ. お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

#### ②当社の解除権

ア. お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、本項(1)の①のウに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

- a) お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件が満たされていないことが明らかになったとき。
- b) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e) お客様の数がホームページ、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
- f) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- g) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由によりホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h) お客様が第3項の(7)から(9)までのいずれかに該当することが判明したとき。

ウ. 当社は、本号(1)の②のウにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本号(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

### (2)旅行開始後の解除・払い戻し

#### ①お客様の解除権

ア. お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

イ. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用にかかる金額を差し引いたものをお客様へ払い戻します。

#### ②当社の解除権

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- a) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- d) お客様が第3項の(7)から(9)までのいずれかに該当することが判明したとき。

#### イ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のウに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 当社が本項(2)の②のウにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関す

る当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

- エ. 本項(2)の②の(ア)～(c)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るための必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用はお客様の負担とします。

### 13.旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、第10項(1)、(2)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、又は第12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は、第17項又は第19項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

### 14.旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) 保護措置  
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

### 15.当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

### 16.添乗員等

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ、パンフレット等に明示します。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

### 17.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2) 本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社が行う賠償額はお1人様あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止  
エ. 自由行動中の事故  
オ. 食中毒  
カ. 盗難  
キ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (4) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社が行う賠償額はお1人様あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とします。

### 18.特別補償

- (1) 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。
- (2) 当社はお客様が当社旅行ご参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規程により、海外旅行においては死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(お客様1名に

つき15万円を限度。ただし補償対象品の1個又は1対については10万円を限度)を支払います。尚、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム・データその他当社約款特別補償規程に定められている補償対象除外品については損害補償金を支払いません。 ※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。

- (3) 日程表において、当社の手配により旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り「当旅行参加中」とはいたしません。
- (4) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行参加中に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運転が、企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

### 19.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を受けません。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、ホームページ、パンフレット等に記載された旅行者の権利・義務・その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならない。

### 20.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第18項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社企画実施のオプションツアーは、ホームページ、パンフレット等で明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ、パンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第18項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は最終旅行日程表にて記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの催行にかかわる運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーを催行する現地法人及び当該運行事業者の定めによります。
- (3) 当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は最終旅行日程表にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任は負いません。

### 21.旅程保証

- (1) 当社は、別表1左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①・②・③を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変  
イ. 戦乱  
ウ. 暴動  
エ. 官公署の命令  
オ. 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
カ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ②第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

【別表1】変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払対象旅行代金

当社が変更補償を支払う変更	変更補償金の額 ＝1件につき下記の率×お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の書類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 ④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		
注6 ⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。		

## 22.通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受諾旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受諾旅行者により異なります。)

- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- お申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、当社ら旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らその通知を発送した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第12項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除のお申し出のあった日の翌日から起算して7日以内に(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第12項(1)①アの取消料と同額の違約料を申し受けます。

## 23.個人情報の取扱いについて

- 当社及び当社募集型企画旅行を取り扱う受託旅行会社は、旅行申し込みの際に提出され

た申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡や運送・宿泊運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該期間内に提供いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。

- 当社は、旅行先の土産物店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で、土産物店に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社ではア～オにおいてお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。ア.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。イ.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。ウ.アンケートのお願い。エ.特典サービスの提供。オ.統計資料の作成。
- 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社国内・海外支店との間で共同して利用させていただきます。当社国内・海外支店はそれぞれの支店の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

## 24.海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

海外旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。

## 25.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ガルゲ・オリエントホリデーズのホームページ、又はパンフレットに明示した日となります。

## 26.その他

- お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、お買物の際は、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、ホームページ、パンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- 日本国内の空港から本項(4)の発着空港までの区間を、普通運賃又はパンフレット等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合、この部分は旅行契約の範囲に含まれません。
- 当社の旅行契約にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなったときでも、当社はその理由の如何にかかわらず第17項(1)の責任を負いません。
- お申し込みの際及び申込書に記入されるお客様のローマ字氏名は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望のお客様は、当社にご請求ください。